

資金分配団体公募受付システムDB

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)欠格事由について	欠格事由について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について	規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました

■申請団体に関する記載

申請団体の名称

特定非営利活動法人 住環境ネット(24通1)

団体代表者 役職・氏名

理事長 徳弘 龍夫

法人番号

0109-05-001317

申請団体の住所

東京都世田谷区大蔵五丁目18番13号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

東京都世田谷区大蔵五丁目18番13号

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

担当者 部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報 -----

(1)コンソ シアムの有無

コンソ シアムで申請し
ない

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1 コンソ アム構成団体は、幹事団体を通じてコンソ アムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、 般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)欠格事由について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

4．コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

----- 4.事業情報の登録・事業関連書類の提出 -----

事業名

地域特性を活かした安心できるまちづくり

複数選択

ソーシャルビジネス形成支援事業

休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報						
申請団体						
資金分配団体						
資金分配団体	事業名（主）	地域特性を活かした安心できるまちづくり				
	事業名（副）	持続的地域発展に向けた人材育成と拠点づくり				
	団体名	特定非営利活動法人 住環境ネット	コンソーシアムの有無	なし		
事業の種類1		②ソーシャルビジネス形成支援事業				
事業の種類2						
事業の種類3						
事業の種類4						

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	○ ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	○ ⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
6.安全な水とトイレを世界中に	6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。	様々な人々が集い体験や交流ができる場所に設置するトイレは災害時にも安心して使用できる循環型トイレを計画する。安全に管理された衛生施設を日常より使用することで環境への配慮や豊かな自然との関りを学び意識向上を培う。
11.住み続けられるまちづくりを	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	事業対象とする地域だけでなく他地域とも交流を深め連携し、地域と地域が相乗効果により面として持続的に発展できるような仕組みを構築する。
12.つくる責任つかう責任	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。	地域の特性を活かした地場産業の活性化や雇用促進など自然と調和した暮らしの意識を高め、自然や環境に調和したまちづくりを行う。地場産材など積極的に使用し地域産業をアピールすることも意識する。環境に配慮し維持保全が簡易なもの、費用や人的負担を最小限にする。
13.気候変動に具体的な対策を	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	平常時、体験や事業促進の拠点は、災害時には避難場所として機能させる。東北の中山間地における防災対策や災害への意識付けは遅れているため、自然災害と災害による地域への影響を想定し日頃から災害対策を意識したイベントや講習会など実施する。災害への備えや地域住民同士の対話ある交流も促進する。

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的	107/200字
安心して暮らせる住環境づくりのため住環境の質向上を目的とし、住環境の改善や整備等の助言など住環境改善に関する事業、福祉住環境整備に関する事業、生活者に対する住まいの勉強会の実施など住環境に関する教育事業を実施する。	
(2)団体の概要・活動・業務	199/200字
住環境の相談を多数受けている有志により2003年4月に東京を拠点に住環境の改善事業を目的とした法人設立の準備を開始。2003年10月特定非営利活動法人 住環境ネットを設立。住まいの勉強会など啓蒙活動や住宅新築・改修アドバイス、マンション大規模修繕のコンサルタントや文化財の監査監修など事業を実施し、相談者と共に、より安心安全な住環境づくりを推進。多くは建築を伴う相談のため中長期にわたる活動である。	

II.事業概要

11.事業概要		国外活動の有無		-		資金提供契約締結日		採択後の契約時に用いる欄です	
実施時期		(開始)	2024/10/7	(終了)	2027/9/30	対象地域 東北地方の中山間地域 (山形県、秋田県、福島県など)人口5000人以下の市町村。		本事業における、不動産(土地・建物)購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入(建物新築含む)は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	
直接的対象グループ		・地域で移住促進や観光業など地域内外の人達と日常的につながる活動をしている団体、林業や農業 ・宿泊施設など地域に根差した産業に関わる有志で構成された地元住民の団体				(人数)		5団体	
最終受益者		地域住民、近隣地域の住民、対象とする地域に訪れた人(観光客・ボランティアなど)、事業承継者・後継者、産業育成機関				(人数)		1000人(人口5000人に対して20%を想定)、機関・団体は3~5	
事業概要		地域住民が地域特性や魅力を自覚、発信することで地場産業の担い手や新規ビジネスの確立など人材育成と共に、自主的な地域活性、持続可能な生活環境づくりにつながる活動支援を行う。東北地方の中山間地域には住環境の身近に「豊かな自然」「新鮮な農作物」「地場産業」など魅力ある資源が多々ある。各地域の意識ある活動が展開して日本全体の魅力発信につながるよう事業対象とする地域だけでなく他地域とも交流を深め連携し、地域と地域が相乗効果により面として持続的に発展できるような仕組みや拠点を構築する。地域の魅力が地域内外に伝わることで産業や人の交流、物流が活性化し経済が成り立ち、持続的な発展、自立のかつ交流ある生活環境の確立を図る。活動の拠点づくりは起業や新規ビジネスのチャレンジの場として、多様な人たちの交流の場として、遊休地等の利活用も視野に入れ、災害時には避難場所として機能させる。東北の中山間地における防災対策や災害への意識付けは遅れているため、自然災害と災害による地域への影響を想定し日頃から災害対策を意識したイベントや講習会など実施し災害への備えや地域住民同士の対話ある交流も促進し「安心できるまちづくり」につなげる。							
505/600字									

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	797/1000字
東北5県（青森・岩手・福島・秋田・山形）では人口の社会減少率が1％以上あり全国都道府県の中でも減少率上位に位置している。人口減少は2011年より継続しており産業の担い手不足、地域の将来性に対する不安感や経済の縮小、高齢化による医療生活支援の人員不足問題など、もともと人口の少ない地域社会にとって深刻な課題である。次世代を担う人材は都市部への流出が多く、地元に戻ることは少ないため人口減少の主な原因となっている。約10年前より少子化対策や移住促進など人口減少における対策は行政が主導で行ってきたが課題解決には至っていない。行政に頼るのではなく、住民の課題に対する意識付けや解決に向けた行動も必要である。移住促進により他地域からの移住者も増加の傾向ではあるが地域の産業や企業の縮小により雇用も限られた状況である。まちづくりや移住促進など地域活性に貢献している団体もあるが資金面や活動内容により継続が難しい状況も見られる。地域には特色ある豊かな自然や地場産業など魅力ある資源が多くある。既にある地域資源や観光資源の魅力をあらためて認識し、発信することで地域活性につながるビジネスを確立していく必要がある。ビジネスには人の交流や対話、物流、多様な人達が関わることのできる拠点づくりも必要となる。人口減少による担い手不足により手入れのされていない遊休地も地域課題の一つである。管理のされていない遊休地は景観を損ね、不法投棄や防犯面でも懸念が多い。雇用促進や起業、新規ビジネスの展開の拠点づくりとして遊休地の有効利用も安心できるまちづくりの要素である。さらに中山間地域における防災・災害対策も課題の一つである。東北では震災被害を受けた太平洋側地域の災害対策や住民の意識向上は進んでいるが日本海側や中山間地域での災害対策、意識付けは遅れている。災害により孤立した場合でも地域内で自立できる体制が必要である。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	32/200字
移住促進事業や企業の誘致促進の実施、地域で活動する団体への助成。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	64/200字
各地域のもつ課題が共通して「人口減少」「担い手の不足」「産業の衰退」であることを認識。地域や日本の課題についての情報の収集など。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	151/200字
社会人口減少率の高い東北地方では地域活性や人材育成のためには単一地域ではなく、人の交流や物流、情報交換など地域間交流も必要である。本資金の活用により首都圏と東北地方、人材と支援団体、ネットワークのつながりが強固となり、地域づくりが発展し「国づくり」という面でボトムアップすることが可能であると考えます。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
事業終了後3～5年後、対象地域では高齢化による自然減の人口減少は免れないが、安心して暮らせる魅力ある地域で子供を育てたい世帯が増え、様々な世代により地域が構成され社会増減率は0.0％以上となる。地域資源を活用した雇用、起業や新規ビジネスのチャレンジ促進により、人材育成が進む。持続的な発展と安定した人材確保、自立的かつ交流ある生活環境のもと地域の人達が安心して暮らしていける社会の実現。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
地域資源や魅力の再認識、発掘により地域資源を利活用した起業や新規ビジネスへの意識が高まる。		イベントの開催数と参加者数。起業やビジネスモデル検討する人や実行した数。	採択後に調査する		地域の課題を自覚し課題解決に向けた取り組みができています。 地域イベントへの積極的な参加や近隣地域との交流。
起業や新規ビジネスモデル確立に向けてチャレンジできる拠点ができる。		「拠点」の利用率。起業へのチャレンジなどイベントの開催回数。参加者数。収益をうみだすビジネスモデルの確立。	採択後に調査する		事業終了時、一次産業の担い手育成や地域資源を活用した起業やビジネスモデルがスタートしている。

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
事業終了時、地域の課題を自覚し、課題解決に向けて協働しながら地域特性や魅力の意識向上が確立する。各々が無理なく日常の中で「できることは何か」ということを見つけ実践できるようになる。地域の特性や魅力を活かし発信することができるプレーヤー育成が確立する。		イベント開催の回数や参加者数、リピーター数の増加、関係人口の増加、地域滞在期間の長期化。	採択後に調査する		地域の課題解決に継続して取り組み組織基盤が確立する。
広報活動により取り組みが広く周知され理解、協力を得る。		イベント開催時の参加者数、イベント時に活動についてのアンケート調査を実施する。	採択後に調査する		多くの人の協力で無理なく活動の継続ができる。

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目		時期
地域資源を活用したイベント開催や交流により人材育成が進む。自主的、自立性ある活動を確立し、新規事業やビジネスモデルの立ち上げなど継続的な活動を行い、事業実施地域での継続だけでなく新たな地域でも事業を展開していく。実行団体の活動も拡がり雇用も拡大される。		2025年4月～2026年3月受益者と共に地域の課題を自覚し、課題解決に向けて協働する。2026年4月～2027年9月地域の特性や魅力を明確に、活かし発信することができるプレーヤー育成を進める。
		0/200字
		0/200字
		0/200字
(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援		時期
地域課題を明確にし地域特性を活かしたビジネスモデルや人材育成など目標設定を掲げる。目標や方法は毎月または随時必要と思われる時期に見直すなど活動に寄り添い支援を行う。ガバナンス整備や情報収集、調査など事業に関連することを意識し社会貢献に向けた成果につなげるよう揺るぎない組織基盤強化を実施する。環境整備では課題が持続的に解決されるよう仕組みを構築する。分野専門家によるアドバイスや地域貢献につながる団体との交流を積極的に行う。		212/200字
		0/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	事業進捗や成果など当NPOのホームページやSNS活用も含め多くの人に周知されるよう広報活動に務める。インターネット使用が困難な人にも配慮し紙媒体、メディア利用により、より多くの層に周知、本事業への理解や参画を促進する。イベント開催も支援を行い参加者による情報発信も視野にいれる。社会的意義のある休眠預金活用事業を個人、企業に周知、参画、理解を得て持続的に発展し協働できるような仕組みを構築する。	197/200字
連携・対話戦略	都市計画や地域コミュニティの分野専門家や移住促進事業を行っている団体、企業など連携し対話や交流を重ね、助言や分析などレポート作成により、随時事業の見直しを行いアップグレードを図る。実行団体の資金計画や経営面においても分野専門家など交えて安定的な活動を推進する。	130/200字

VI. 出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	社会情勢や経済状況、多様性により課題は年々複雑化している。中山間地域だけでなく首都圏から見えてくる各地域の課題に真摯に向き合い、その地域の方々や実行団体と共に課題解決に向けて少しずつ無理なく、地域にとって持続可能な方法で活動を進めていく。当団体自体も組織基盤をさらに強化し、時代背景に合わせた対応とする。また他の資金分配団体とも交流を行い事業の情報共有や改善点、継続すべき内容を見直し研究会、研修会など開催し相互に次の事業活動につなげる。	219/400字
実行団体	地域に根差した活動だけでなく、他地域との交流も継続し、視野の広い活動を行う。資金計画や助成、融資など無理のない計画とし長く継続できる体制を整える。	73/400字

VII. 関連する主な実績

(1) 助成事業の実績と成果	18/800字
関連する助成事業の実績はありません。	
(2) 申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	0/800字

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5団体	
(2)実行団体のイメージ	地域で既に移住促進や観光業など地域内外の人達と日常的につながる活動をしている団体、林業や農業、宿泊施設など地域に根差した産業に関わる有志で構成された地元住民の団体、地域の安心安全に貢献する団体、意欲的にソーシャルビジネスに取り組む団体。	118/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1実行団体あたり4760万円を助成額とする。事業は3年計画としており、東北地方での各地域の連携促進や実施地域での人材育成や多様な人達の交流拠点づくりも含めた内容とした。	89/200字
(4)案件発掘の工夫	地域で既に移住促進や観光業など地域内外の人達と日常的につながる活動をしている団体や林業や農業、宿泊施設など地域に根差した産業に関わる人達の活動状況など情報収集を行う。対象とする地域を絞り込み、活動団体の有無など分野専門家の助言も交えて案件発掘を行う。	125/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	本事業に関わる人数は主に3名の実行体制とする。事業実施の窓口を一本化、連絡系統を明確にし、進捗状況などメンバーとの共有・連携をスムーズに行う。サポート体制も強化し、必要に応じ速やかに当NPOメンバーが対応する。					105/200字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
	1		新規採用人数 (予定も含む)	1 名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)	
		名	既存PO人数		名	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	法令、倫理、規則を遵守し、その意識付けの研修会を実施する。日常的に健全な活動や経営を行うため明確な内部管理体制を整える。					60/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし					

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/10/07 ~ 2027/09/30	
資金分配団体	事業名	地域特性を活かした安心できるまちづくり	
	団体名	特定非営利活動法人 住環境ネット	

	助成金
事業費	279,804,900
実行団体への助成	238,000,000
管理的経費	41,804,900
プログラムオフィサー関連経費	26,600,000
評価関連経費	22,140,000
資金分配団体用	12,610,000
実行団体用	9,530,000
合計	328,544,900

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	57,075,000	64,713,300	76,750,800	81,265,800	279,804,900
実行団体への助成	50,000,000	50,000,000	63,000,000	75,000,000	238,000,000
－					
管理的経費	7,075,000	14,713,300	13,750,800	6,265,800	41,804,900

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	5,790,000	7,560,000	7,510,000	5,740,000	26,600,000
プログラム・オフィサー人件費等	4,290,000	4,980,000	4,980,000	4,290,000	18,540,000
その他経費	1,500,000	2,580,000	2,530,000	1,450,000	8,060,000

3. 評価関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	4,400,000	5,840,000	5,600,000	6,300,000	22,140,000
資金分配団体用	2,500,000	3,400,000	3,130,000	3,580,000	12,610,000
実行団体用	1,900,000	2,440,000	2,470,000	2,720,000	9,530,000

4. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	67,265,000	78,113,300	89,860,800	93,305,800	328,544,900

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	70,000,000	80.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、使途等）
2024年度	16,000,000	内部留保	D:計画段階	実行団体の規模、財政状況による
2025年度	17,000,000	借入金	D:計画段階	実行団体の規模、財政状況による
2026年度	17,000,000	借入金	D:計画段階	実行団体の規模、財政状況による
2027年度	20,000,000	借入金	D:計画段階	実行団体の規模、財政状況による

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		特定非営利活動法人 住環境ネット	
郵便番号		157-0074	
都道府県		東京都	
市区町村		世田谷区大蔵	
番地等		五丁目18番13号	
電話番号		03-3417-6380	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://npo-jyukankyo.net/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2003/04/01	
法人格取得年月日		2003/10/03	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	トクヒロ タツオ
	氏名	徳弘 龍夫
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	18
理事・取締役数 [人]	16
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	2
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	4
団体正会員 [団体数]	0
団体その他会員 [団体数]	4
個人会員・ボランティア数	33
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	33
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

役員名簿

- 記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
- 名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
- 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。

[各欄の入力方法と注意点]

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正は T、昭和は S、平成は Hを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性は M、女性は Fで入力してください。

必

任

番号	入力確認欄	氏名カナ	氏名漢字	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考
1	OK	トクロ タチ	徳弘 龍夫						特定非営利活動法人 住環境ネット	理事長			
2	OK	イチノ スム	一ノ谷 晋						特定非営利活動法人 住環境ネット	副理事長			
3	OK	ミヤザ キシュウイチ	宮崎 秀一						特定非営利活動法人 住環境ネット	副理事長			
4	OK	イケダ イチオ	池田 行男						特定非営利活動法人 住環境ネット	理事			
5	OK	イチイノブ テル	稲井 信輝						特定非営利活動法人 住環境ネット	理事			
6	OK	カワムラ ハチ	川村 東雄						特定非営利活動法人 住環境ネット	理事			
7	OK	クリマタ イチオ	栗又 功雄						特定非営利活動法人 住環境ネット	理事			
8	OK	シジ ユウスケ	七字 祐介						特定非営利活動法人 住環境ネット	理事			
9	OK	ナガイ タツヤ	永井 達也						特定非営利活動法人 住環境ネット	理事			
10	OK	ニシガサ ヒコ	西 和彦						特定非営利活動法人 住環境ネット	理事			
11	OK	ヒロカワ ジュンコ	廣川 侑子						特定非営利活動法人 住環境ネット	理事			

12	OK	モリ 勉	森 考夫		特定非営利活動法人 住環境ネット	理事	
13	OK	ヤマシタ マサ	山下 雅生		特定非営利活動法人 住環境ネット	理事	
14	OK	ヨシカネ ケンゴ	吉兼 健悟		特定非営利活動法人 住環境ネット	理事	
15	OK	ワタナベ マサヒロ	渡邊 真弘		特定非営利活動法人 住環境ネット	理事	
16	OK	ヤマダ ユウコ	山田 夕湖		特定非営利活動法人 住環境ネット	理事	
17	OK	ナカハラ ケイスケ	中原 啓輔		特定非営利活動法人 住環境ネット	監事	
18	OK	ナカガワ ユキオ	中川 征夫		特定非営利活動法人 住環境ネット	監事	
19	check!						

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	地域特性を活かした安心できるまちづくり
団体名:	特定非営利活動法人 住環境ネット
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
①規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
②申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
③過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
④以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第23条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第24条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第23条2	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第24条3	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第27条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第27条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第29条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第28条4	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	内定後1週間以内に提出			
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第32条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第33条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第32条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第33条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第35条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第35条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第37条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第36条4	
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出			
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第15条4	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第19条	
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出			

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3)私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4)利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6)ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7)情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8)個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	定款	第55条
(2)職制		公募申請時に提出	定款	第55条2
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	定款	第54条
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	定款	第41条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		公募申請時に提出	定款	第44条
(7)決算		公募申請時に提出	定款	第48条

特定非営利活動法人 住環境ネット 定款

第1章 総則

（名 称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 住環境ネット という。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区大蔵5丁目18番13号に置く。

（目 的）

第3条 この法人は、広く一般の市民に対して、住環境改善に関する相談事業、福祉住環境整備に関するサービス事業、生活者に対する住まいの勉強会および住環境改善に関する講習会などの住環境に関する教育事業、住生活における環境保全に関してホームページや講演会の開催などによる普及啓蒙事業などの事業を行うことによって、住環境の向上に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 職業能力の開発及び雇用機会の創出を図る活動
- (6) 消費者の保護を図る活動
- (7) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 住環境改善に関する相談事業
 - ①生活者からの相談に関する助言
 - ②マンションの大規模改修時の住宅改善のための助言
 - ③生活者が住宅建設を計画し施工する時、設計者の選定、工事業者の選定およびその工事監理などに関し総合的に助言
- (2) 福祉住環境整備に関するサービス事業
 - ① 介護保険制度に基づく住宅改修助成金の支給に関する手続き代行サービス
 - ②福祉住環境コーディネーター（商工会議所検定資格者）への建築技術に関する助言

- ③福祉施設整備に関する助言
- (3)住環境に関する教育事業
 - ①生活者に対する住まいに関する勉強会
 - ②住環境改善に関する講習会
 - ③住宅のユニバーサル・デザイン等に関する通信教育
- (4)住生活における環境保全に関する普及啓蒙事業
 - ①ホームページの開設および運営
 - ②講演会の開催
- (5)その他目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
 - (1)労働者派遣事業
 - (2)有料職業紹介事業
 - (3)物品販売事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し会を支援する個人及び団体

(入 会)

- 第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
 - 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅

したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事7人以上16人以内

(2) 監事1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠け

たときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決により、これを解任することができる。監事は総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 監事の解任および役員の職務
- (5) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数

をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(構 成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区 分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(管 理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解 散）

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から16年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から15年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 5,000円

- 賛助会員（個人・団体） 30,000円
- (2) 年会費 正会員 12,000円（1ヶ月1,000円）
- 賛助会員（個人・団体） 1口60,000円（1口以上）
- （1ヶ月1口5,000円）（1口以上）

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	栗 又 功 雄
副理事長	稲 井 信 輝
副理事長	大 迫 正 光
理 事	池 田 行 男
同	小 沼 浩 雄
同	崎 山 小夜子
同	中 井 両 二
同	永 井 達 也
同	松 浦 正 好
同	松 村 邦 雄
同	三 輪 哲 哉
同	森 孝 夫
同	柳 澤 孝 次
同	吉 田 栄 康
同	若 命 陽 子
監 事	福 井 直 哉

改定の経過

平成15年10月31日、第2条に第2項として、従たる事務所の設置（東京都杉並区南荻窪2丁目27番16号）に関する条文を追加した。

平成18年9月23日、第2条第2項の従たる事務所の住所を、東京都杉並区桃井1丁目18番17号に変更した。

平成26年3月7日、第2条2項の従たる事務所を廃止した。

慶 弔 規 定

第 1 条（目的・適用範囲） この規定は正会員に慶弔、罹病、罹災があった際の祝い金、見舞金または香典などに関して定める。

第 2 条（届け出） 正会員に、本規定の定めるところにより、慶弔金または見舞金または香典などを贈与する時は、本人または関係者が理事会または運営委員会に届け出ることとする。

第 3 条（事務処理） この慶弔規定に関する事務は運営委員会または事務局で行う。

第 4 条（慶弔見舞金種目と金額）

- ① 結婚祝い金 10,000 円（再婚も対象）
- ② 死亡弔意金 生花・弔問は事務局で決定
 - ・ 本人死亡 20,000 円
 - ・ 配偶者死亡 10,000 円
 - ・ 子女、兄弟、両親など なし
- ③ 傷病見舞金
 - ・ 入院療養 1 週間以上の場合 5,000 円
 - ・ 入院療養 1 か月以上の場合 10,000 円（再入院もその都度）
- ④ 罹災見舞金 金額については被災度により、運営委員会で決定

第 5 条（規定の改廃） この規定の改廃は理事会の議決による。

第 6 条（付則） 本規定は 2010 年 4 月 1 日より施行する。

以上

2022 年 1 月 12 日
2024 年 3 月 10 日改訂

報酬に関する規定・組織に関する規定

1 各プロジェクトの報酬

- ① 客先への見積もりは 6,000 円/時間・人+NPO の経費 10%+交通費+消費税をベースとし、業務に携わった人への報酬は、上記により得た報酬額を 1.1 で割り（税込み）、作業量等によりチームリーダーが配分する。
- ② 上記プロジェクトの入手までの営業活動などは無報酬とする。
- ③ ただし、プロジェクトが不調になった場合は、内規 3 による。

2 各部会の業務に関する報酬、

- ① 会議あるいは自宅での活動は無報酬とする。
- ② 特に負担が大きい活動は、運営委員会で協議し決定する。

3 事務局業務に関する報酬

事務局員の報酬は、

- ① 事務局長・吉兼健悟 50,000 円/月
 - ② 事務局員・山下雅生 15,000 円/月
 - ③ 上記の人以外は、3,000 円/時間とし、自己申告とする。
- 監査役への報酬、20,000 円/年・人

4 組織に関すること

- ・運営委員会は理事長が委員長を務め。委員の任命は委員長が行う。

2022 年度委員長 川村東雄

委員 池田行雄、一ノ谷晋、稲井信輝、栗又功雄、七字祐介、徳弘龍夫、
永井達也、山下雅生、吉兼健悟、渡邊真弘

2020 年 1 月 8 日
2024 年 3 月 10 日改訂

初期対応活動について

主旨：理事会で認めた受託契約前の物件に関し、受託を促進するために会員が行う調査あるいはヒアリングなどの初期対応活動に関して、住環境ネットが下記の活動報酬を負担する。

- ① 客先との面談あるいはプロポーザルなど業務受託を促進するための活動の報酬として、
 - ・ 交通費は実費を支払う。
 - ・ 実働作業時間に対し、時間あたり 1000 円を支払う。
- ② 提案書あるいは図面、模型など作成した場合は、その時間に対する報酬として、材料費は実費を、実働作業費は時間当たり 1000 円を支払う。
- ③ 上記①、②の請求は会員が自己申告し、担当理事の承認をとることとする。
- ④ 自己申告は所定の申告用紙にて行う。

以上

履歴事項全部証明書

東京都世田谷区大蔵五丁目18番13号

特定非営利活動法人住環境ネット

会社法人等番号	0109-05-001317
名 称	特定非営利活動法人住環境ネット
主たる事務所	東京都世田谷区大蔵五丁目18番13号
法人成立の年月日	平成15年10月3日
目的等	目的及び業務 この法人は、広く一般の市民に対して、住環境改善に関する相談事業、福祉住環境整備に関するサービス事業、生活者に対する住まいの勉強会および住環境改善に関する講習会などの住環境に関する教育事業、住生活における環境保全に関してホームページや講演会の開催などによる普及啓蒙事業などの事業を行うことによって、住環境の向上に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) まちづくりの推進を図る活動 (4) 環境の保全を図る活動 (5) 職業能力の開発及び雇用機会の創出を図る活動 (6) 消費者の保護を図る活動 (7) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業活動を行う。 (1) 住環境改善に関する相談事業 ① 生活者からの相談に関する助言 ② マンションの大規模改修時の住宅改善のための助言 ③ 生活者が住宅建設を計画し施工する時、設計者の選定、工事業者の選定およびその工事監理などに関し総合的に助言 (2) 福祉住環境整備に関するサービス事業 ① 介護保険制度に基づく住宅改修助成金の支給に関する手続き代行サービス ② 福祉住環境コーディネーター（商工会議所検定資格者）への建築技術に関する助言 ③ 福祉施設整備に関する助言 (3) 住環境に関する教育事業 ① 生活者に対する住まいに関する勉強会 ② 住環境改善に関する講習会 ③ 住宅のユニバーサル・デザイン等に関する通信教育 (4) 住生活における環境保全に関する普及啓蒙事業 ① ホームページの開設および運営 ② 講演会の開催 (5) その他目的を達成するために必要な事業 この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業活動を行う。 (1) 労働者派遣事業

東京都世田谷区大蔵五丁目18番13号
特定非営利活動法人住環境ネット

	(2) 有料職業紹介事業 (3) 物品販売事業 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、 その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。	
役員に関する事項	 <u>理事</u> <u>川村東雄</u>	令和 2 年 4 月 1 日就任
		令和 2 年 6 月 2 3 日登記
		令和 4 年 3 月 3 1 日退任
		令和 4 年 5 月 1 9 日登記
	 <u>理事</u> <u>川村東雄</u>	令和 4 年 4 月 1 3 日就任
		令和 4 年 5 月 1 9 日登記
		令和 6 年 3 月 3 1 日退任
		令和 6 年 4 月 2 日登記
 <u>理事</u> <u>徳弘龍夫</u>	令和 6 年 4 月 1 日就任	
	令和 6 年 4 月 2 日登記	
登記記録に関する事項	設立	平成15年10月 3 日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

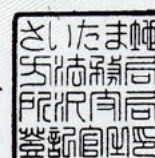
(東京法務局世田谷出張所管轄)

令和 6 年 4 月 25 日

さいたま地方法務局所沢支局

登記官

木田百々子



令和 5 年度

事業報告書

令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日迄

特定非営利活動法人 住環境ネット

1 事業の成果

設立 20 年目を迎え、これまでの活動実績を踏まえ、生活者が求める住環境の向上と改善に寄与することを目的に、リフォーム、新築を問わず、皆様が納得できる住まいづくりを支援してきた。個人の住まいに限らず、支援対象を文化、商業、工業施設などに広げ、それを所有する、運営する法人へ助言、支援も行ってきた。また、文化財保存に関する助言、支援も行っている。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 10,000 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
住環境改善に関する相談事項	① 戸建て住宅に関する相談	随時	吉川市	2 人	1 件	50 人	800
	② マンション性能改善、大規模修繕・耐震診断・耐震補強性能保全の技術指導	随時	横浜市 豊島区 横須賀市 江戸川区 文京区	50 名 200 名 50 名 50 名 100 名		50 名 200 名 50 名 50 名 100 名	500 1200 50 50 800
	③ 法人へのコンサルティング技術指導	随時	各所	100 名	2 件	100	1,000
住環境に関する教育事業	① 文化財保護に関する活動	随時	目黒区 港区 川崎市	3 名 3 名 2 名	1 件 1 件	100 名 30 名 2 名	2,500 1,000
	② 高齢者住まい方ワークショップ	随時	練馬区 板橋区	5 名 3 名	1 件 1 件	20 名 20 名	500 200
住生活における環境保全に関する普及啓蒙活動	① ホームページの運営 ② ホームページの更新	随時	法人事務所	20 名	ホームページ閲覧者		500

(2) その他の事業

令和 5 年度は「その他の事業」は実施せず。

住環境ネット 20 年のあゆみ

2003	・ 4 月 発起人有志により NP0 設立趣旨書を起草、同志に呼び掛け、法人設立活動を開始 ・ 11 月 東京都認証を受け 特定非営利法人 住環境ネット 登録、Kick off meeting 開催	
2004	・ シンポジウム、住まいの勉強会等を開催 ・ 建物のリニューアル技術指導を開始	・ 東京国際フォーラム：有楽町 ・ エビナ電化：東京大田区
2005	・ マンション大規模修繕に関わる技術指導を開始 ・ 店舗併用住宅新築工事の Construction management	・ 手持案件による対応
2006	・ マンション大規模修繕相談会 開催 ・ 地域住民への住まいの勉強会・相談会の啓蒙活動開催	・ マンション和泉苑：杉並区 ・ 講演+相談会を 2 年継続 24 回
2007	・ 施設の維持管理、耐震診断や施設改修の Consultant 活動の展開	・ 軽井沢クリークガーデン：軽井沢 目黒雅叙園：目黒区
2008	・ コンベンション施設の Due diligence 業務を開始	・ 運営企業との契約に基づく業務展開：全国各地
2009	・ 再開発地区に立地する文化施設の対応支援開始 ・ ハイテックメッキ工場新設工事計画への参画	・ 書壇院プロジェクト：東京港区 ・ エビナ電化プロジェクト：大田区 同上プロジェクトの実施
2010	・ 施設 Construction management の実践 計画→設計→施工・工事監理→機材配置→工場稼働	
2011	・ 地震被害調査を行い修復計画提案 ・ マンション瑕疵担保に関する諸問題の Consulting	・ 目黒雅叙園、メルパルク仙台 ・ グランアルト加賀：板橋区
2012	・ マンション大規模修繕 Consulting ・ 文化財の調査、評価を実施	・ ロイヤルシティ鴨井、他 ・ 目黒雅叙園帰属文化財の調査
2013	・ 文化財の維持改修工事の技術指導 ・ 美術品の調査の実施	・ 目黒雅叙園百段階の修繕計画 ・ 同上帰属雑作品の評価
2014	・ マンション大規模修繕技術支援 ・ 改修による維持管理 Consulting	・ パレロワイヤル 6 番町、他 ・ 商業施設の運営支援：雅叙園
2015	・ 施設の耐震診断、評定取得の助言・報告 ・ 木造寺院の耐震改修設計・工事監理	・ 永平寺別院長谷寺：東京港区
2016	・ マンション防火区画改修要領の立案 ・ マンション防火区画修復の技術指示・指導	・ 目白台マンション：東京文京区 同上の実施指導
2017	・ マンション維持計画修繕 Consulting ・ マンション既存設備方式更改に関する技術支援	・ 100 年委員会：文京区目白台 同上の実施指導
2018	・ マンション大規模修繕事業の遂行支援 ・ マンション合意形成・醸成支援、執行の補佐	・ 東京インターマックス、他 ・ 裁判紛争案件：横浜市上永谷
2019	・ 高齢期住まいの課題探求、対策普及 ・ 高齢期住まいサイトの開設・運営開始	・ 高齢期の住まいワークショップ 展開
2020	・ 高齢者への利便性改修に関する Consulting ・ 高齢者への改修施工指導、技術支援	・ 久里浜 Proje.：横須賀市
2021	・ マンション大規模修繕(リピート事案) ・ マンション大規模修繕技術支援、事業推進への助言	・ サンステージ緑園都市：横浜泉区 ・ 音羽マンション：東京文京区
2022	・ 店舗併用住宅の不具合是正 Consulting ・ 店舗併用住宅の不具合原因究明・協議・補償裁定の仲介	・ 青柳邸：埼玉県吉川市 ・ 紛争処理案件：同上
2023	・ ビジネスホテル Renewal の Consulting ・ 母子支援施設・保育園の建替事業の技術支援 完了	・ ビジネスホテルおがわ：埼玉飯能市 ・ ナオミの会：東京都世田谷区
2024	・ マンション付属駐車場 補強工事の Consulting ・ パレロワイヤル 6 番町 第 3 回大規模修繕への対応	・ 目白台マンション：東京文京区 ・ パレロワイヤル 6 番町：東京千代田区

以上

令和3年度事業報告書

令和3年1月1日から令和3年12月31日迄

特定非営利活動法人 住環境ネット

1 事業の成果

設立19年目を迎え、これまでの活動実績を踏まえ、生活者が求める住環境の向上と改善に寄与することを目的に、リフォーム、新築を問わず、皆様が納得できる住まいづくりを支援してきた。個人の住まいに限らず、支援対象を文化、商業、工業施設などに広げ、それを所有する、運営する法人へ助言、支援も行ってきた。また、文化財保存に関する助言、支援も行っている。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【 8,000 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
住環境改善に関する相談事項	① 戸建て住宅に関する相談	随時					
	② マンション性能改善、大規模修繕・耐震診断・耐震補強性能保全の技術指導	随時	横浜市	10名	5件	150名	500
			豊島区	10名		200名	700
			横須賀市	10名		150名	600
			千代田区	10名		100名	500
			文京区	20名		100名	500
	③ 法人へのコンサルティング技術指導	随時	各所	20名	2件	100名	800
住環境に関する教育事業	① 文化財保護に関する活動	随時	目黒区	3名	1件	100名	2,000
			港区	3名	1件	30名	500
			竜ヶ崎	5名	1件	50名	600
	② 高齢者住まい方ワークショップ	随時	練馬区	5名	1件	20名	500
			板橋区	3名	1件	20名	300
住生活における環境保全に関する普及啓蒙活動	① ホームページの運営 ② ホームページの更新	随時	法人事務所	20名	ホームページ閲覧者		500

(2) その他の事業

令和元年度は「その他の事業」は実施です。

3

なし

令和4年度事業報告書

令和4年1月1日から令和4年12月31日迄

特定非営利活動法人 住環境ネット

1 事業の成果

設立20年目を迎え、これまでの活動実績を踏まえ、生活者が求める住環境の向上と改善に寄与することを目的に、リフォーム、新築を問わず、皆様が納得できる住まいづくりを支援してきた。個人の住まいに限らず、支援対象を文化、商業、工業施設などに広げ、それを所有する、運営する法人へ助言、支援も行ってきた。また、文化財保存に関する助言、支援も行っている。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業 (事業費の総費用【 8,000 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
住環境改善に関する相談事項	① 戸建て住宅に関する相談	随時	吉川市	2名	2件	2名	80万
	② マンション性能改善、大規模修繕・耐震診断・耐震補強性能保全の技術指導	随時	豊島区 千代田区 文京区 横浜市	10名 10名 20名 10名	4件	100名 150名 100名 200名	1,000 1,000 600 700
	③ 法人へのコンサルティング技術指導	随時	各所	20名	2件	100名	1,000
住環境に関する教育事業	① 文化財保護に関する活動	随時	目黒区 港区 竜ヶ崎	3名 3名 5名	1件 1件 1件	100名 30名 50名	3,000 500 800
	② 高齢者住まい方ワークショップ	随時	練馬区 板橋区	5名 3名	1件 1件	20名 20名	500 300
住生活における環境保全に関する普及啓蒙活動	① ホームページの運営 ② ホームページの更新	随時	法人事務所	20名	ホームページ閲覧者		500

(2) その他の事業

令和4年度は「その他の事業」は実施せず。